

第2章 アメリカにおける仮想通貨の私法上の地位

加藤 貴 仁

1 本稿の目的

本稿の目的は、アメリカにおける仮想通貨の私法上の地位を巡る最近の議論を紹介することにある。我が国では、2016年の資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という。）の改正により、仮想通貨の売買等を業として行うことが規制されることになった⁽¹⁾。しかし、2016年の資金決済法の改正は、仮想通貨の売買等を業として行う者を仮想通貨交換業者として規制するものであり、仮想通貨の取引の私法上の側面を主たる規制対象とするものではなかった。このような状況は、アメリカでも共通しているように思われる。アメリカでも、州法及び連邦法において、仮想通貨に関連した新たな規制を導入する例が見られるが、それらは我が国の仮想通貨交換業者に関連した規制と同じく、仮想通貨の取引の私法上の側面に深く立ち入ってはいないように思われる⁽²⁾。

しかし、仮想通貨交換業者を対象とした規制の実効性の確保と、仮想通貨の取引の私法上の側面が密接に結び付いている場合がある。たとえば、仮想通貨交換業者を対象とした規制の目的には、仮想通貨交換業者に仮想通貨を預けている顧客の利益の保護が含まれる⁽³⁾。一方、仮想通貨交換業者が破綻した場合にこのような顧客がどのような不利益を被るかは、当該顧客が仮想通貨の返還を請求することができる私法上の地位（倒産手続きにおける取戻権を行使できる地位）を有しているか否かによって異

(1) 資金決済法 63 条の 2。なお、2019 年 3 月 15 日に金融庁は国会に対して資金決済法の改正案を提出している。See <https://www.fsa.go.jp/common/diet/198/index.html> (last visited at Mar. 17, 2019)。以下では、同改正案に触れる場合は「資金決済法改正案」といい、単に「資金決済法」という場合は現行法を指す。

(2) Mark Edwin Burge, *Apple Pay, Bitcoin, and Consumers: The ABCs of Future Public Payments Law*, 67 *Hastings L.J.* 1493, 1544-45 (2016); Lawrence J. Trautman & Alvin C. Harrell, *Bitcoin versus Regulated Payment Systems: What Gives*, 38 *Cardozo L. Rev.* 1041, 1086 note 209 (2017); Kevin V. Tu, *Perfecting Bitcoin*, 52 *Ga. L. Rev.* 505, 536-538 (2018); Lawrence J. Trautman, *Bitcoin, Virtual Currencies, and the Struggle of Law and Regulation to Keep Pace*, 102 *Marq. L. Rev.* 447, 532-535 (2018)。

(3) 資金決済法 63 条の 11、仮想通貨交換業者に関する内閣府令 20 条 2 項、金融庁・事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）16。仮想通貨交換業者関係Ⅱ-2-2-2-2。

なるように思われる⁽⁴⁾。そして、仮想通貨交換業者が資金決済法等の定めに従い顧客から預かった仮想通貨を分別管理していたとしても、当該仮想通貨に対する顧客の取戻権が認められないのであれば、資金決済法等に基づく規制には限界があると評価せざるを得ないように思われる。このことは、どのような場合に仮想通貨について倒産手続きにおける取戻権が成立するかが明らかではない限り、仮想通貨交換業者に仮想通貨を預けた顧客の利益を十分に保護することができない可能性を示している⁽⁵⁾。

我が国と比べて、アメリカでは、仮想通貨の私法上の地位を主たる検討対象とする論稿の数は必ずしも多くはないように思われる⁽⁶⁾。そこで本稿では、そのような論稿の中で、Uniform Commercial Code (UCC)における仮想通貨（特にビットコイン）の位置付けを検討対象としたものを紹介することにする⁽⁷⁾。UCCはアメリカの各州が

(4) 破産法 62 条、民事再生法 52 条、会社更生法 64 条。

(5) ビットコインについて破産法 62 条に基づく取戻権の成立を否定した裁判例として、東京地判平成 27 年 8 月 5 日 LEX/DB25541521 がある。前注 (1) で言及した資金決済法改正案は、金融庁が設置した仮想通貨交換業等に関する研究会の提言に基づくものである。同研究会は、「仮に、仮想通貨交換業者が適切に分別管理を行っていたとしても、受託仮想通貨について倒産隔離が有効に機能するかどうか定かとなっていない。」と指摘した上で、「仮想通貨交換業者の破綻時においても、受託仮想通貨の顧客への返還が円滑に行われるようにする観点からは、顧客の仮想通貨交換業者に対する受託仮想通貨の返還請求権を優先弁済の対象とすることも考えられる。」と提言していた。仮想通貨交換業等に関する研究会「報告書」(2018 年 12 月 21 日) 5-6 頁。この提言は、以下の通り、資金決済法改正案 63 条の 19 の 2 と 63 条の 19 の 3 として採用されることになった。

(対象暗号資産の弁済)

63 条の 19 の 2 暗号資産交換業者との間で当該暗号資産交換業者が暗号資産の管理を行うことを内容とする契約を締結した者は、当該暗号資産交換業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権に関し、対象暗号資産（当該暗号資産交換業者が第 63 条の 11 第 2 項の規定により自己の暗号資産と分別して管理するその暗号資産交換業の利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産をいう。）について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 333 条の規定は、前項の権利について準用する。

3 第 1 項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

(対象暗号資産の弁済への協力)

63 条の 19 の 3 暗号資産交換業者から暗号資産の管理の委託を受けた者その他の当該暗号資産交換業者の関係者は、当該暗号資産交換業者がその行う暗号資産交換業に関し管理する利用者の暗号資産に係る前条第一項の権利の実行に関し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする

(6) これに対して、最近では、blockchain や smart contract に関連した私法上の問題を検討対象とする論稿の数が増加しているように思われる。

(7) See, e.g., Bob Lawless, Is UCC Article 9 the Achilles Heel of Bitcoin?, CREDIT SLIPS (Mar. 10, 2014), <https://www.creditslips.org/creditslips/2014/03/is-ucc-article-9-the-achilles-heel-of-bitcoin.html>; George K. Fogg, The UCC and Bitcoins: Solution to Existing Fatal Flaw, Coindesk (February 5, 2015), <https://www.coindesk.com/perkins-coie-bitcoin-can-learn-real-estate-law>; McJohn, Stephen M. and McJohn, Ian, The Commercial Law of Bitcoin and

商取引に関する法制度を整備する際に参照できるモデル法ではあるが、担保取引に関する第9編（1998年制定）が全ての州によって採択されていることから分かるように、取引が同一の州内であるか州際であるかを問わず、UCCの規定はアメリカの商取引に関する法制度の重要な部分を占めている。したがって、UCCにおけるビットコインの位置付けの紹介は、アメリカにおける仮想通貨の私法上の地位を分析する際の出発点として適切であるように思われる⁽⁸⁾。

また、アメリカでは、仮想通貨の私法上の地位と異なり、無体物が“property”として認められるかについては数多くの論稿が公表されている⁽⁹⁾。本稿はその全てを紹介することはできないが、同じく無体物である仮想通貨が、そのような議論の中でどのように位置付けられる可能性があるかにも簡単に言及したい⁽¹⁰⁾。

2では、ビットコインが取引の対価を支払う手段として利用された場合に、UCC第9編の規定がどのように適用されるかを、金銭や預金と比較しつつ、紹介する。その結果、ビットコインを支払いの手段として利用することには、UCC第9編の規定が障害となる可能性のあることが明らかになる。3では、ビットコインが“property”として認められる可能性の存否を、ドメイン名等のインターネット上のサービスを利用する権利に関する学説・裁判例を参考にしつつ検討する。その結果、秘密鍵を保有する者のみがビットコインを送付できるという意味で、その権利行使にはドメイン名等を使用する権利と同じく排他性が存在すること、中央集権的な管理者が存在しないので、秘密鍵を保有する者の地位は特定の第三者との法律関係に基礎を持つものでは

Blockchain Transactions (November 22, 2016), Uniform Commercial Code Law Journal, Forthcoming; Suffolk University Law School Research Paper No. 16-13. Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=2874463>; Jeanne L. Schroeder, *Bitcoin and the Uniform Commercial Code*, 24 U. Miami Bus. L. Rev. 1 (2016); Tu, *supra* note 2, at 505.

- (8) 本稿と同じ観点から分析を行った先行研究として、辻岡将基「ビットコインの決済利用と流通の保護—UCC第9編の議論を題材として—」金法2068号（2017年）34頁以下がある。
- (9) See, e.g., Joshua Fairfield, *Virtual Property*, 85 B.U. L. Rev. 1047 (2005) [hereinafter Fairfield, *Virtual Property*]; Juliet M. Moringiello, *False Categories in Commercial Law: The (Ir)relevance of (In)tangibility*, 35 Fla. St. U. L. Rev. 119 (2007); Juliet Moringiello, *What Virtual Worlds Can Do for Property Law*, 62 Fla. L. Rev. 159 (2010); Christopher J. Cifrino, *Virtual Property, Virtual Rights: Why Contract Law, Not Property Law, Must Be the Governing Paradigm in the Law of Virtual Worlds*, 55 B.C. L. Rev. 235 (2014); Joshua Fairfield, *Bit-Property*, 88 S. Cal. L. Rev. 805 (2015) [hereinafter Fairfield, *Bitproperty*]; Christopher K. Odinet, *Bitproperty and Commercial Credit*, 94 Wash. U. L. Rev. 649 (2017).
- (10) Rhys Bollen, *The Legal Status of Online Currencies: Are Bitcoins the Future?*, 24 J. Banking & Fin. L. & Prac. 272 (2013); Shawn Bayern, *Dynamic Common Law and Technological Change: The Classification of Bitcoin*, 71 Wash. & Lee L. Rev. Online 22 (2014); Ryan J. Straus & Matthew J. Cleary, *The United States*, in Stuart Hoegner ed., *The Law of Bitcoin* (2015).

ないことは、ビットコインを“property”として位置付けることを積極的に解する根拠となる可能性のあることが明らかになる。その一方で、ビットコインの匿名性（秘密鍵を保有する者が誰かを確定する手続きが存在しないこと）が、そのような解釈の障害となる可能性のあることを指摘する。4では、今後の課題を述べる⁽¹¹⁾。

2 UCCにおけるビットコインの位置付け

(1) 金銭及び預金に関連する規定

売買契約の当事者が合意すれば、買主は売主に対して、売買代金をビットコインによって支払うことができるように思われる。しかし、売主が売買代金として受け取ったビットコインについて、売買契約の当事者である買主以外との関係でどのような法的地位に立つかは、売買契約以外の法制度の影響を受ける可能性がある。

たとえば、Aが在庫商品を担保としてBから融資を受けた後に、担保権の設定された商品の一部（以下、「本件商品」という。）を買主に売却し、代金として100ドル紙幣（以下、「本件紙幣」という。）を得たとしよう。この場合、Bの担保権は本件紙幣に及ぶ⁽¹²⁾。しかし、その後、AがCから別の商品を購入し、売買代金として本件紙幣をCに交付した場合、原則として、Bの担保権はCの手元にある本件紙幣には及ばない⁽¹³⁾。

このような結論は、本件紙幣がUCCにおける“money”に該当することによって生じる。

UCCにおいて、“money”は以下のように定義されている。

“Money” means a medium of exchange currently authorized or adopted by a

- (11) なお、ビットコインの技術的な説明については、本報告書の加毛論文において詳細な説明がなされる予定である。
- (12) U.C.C § 9-102(a)(64) & 9-315(a)(2) (2010). ただし、在庫商品を目的物とする担保権が、担保権設定者が在庫商品の代わりに得た財産（“proceeds”）に及ぶためには、当該財産が特定可能（“identifiable”）でなければならない。本注の本文の事例において、Aが本件紙幣を銀行に預け入れた場合、Aの銀行口座の預金残高の内、在庫商品の担保権が及ぶ対象を特定・追跡する方法が問題となる。判例法理では“lowest intermediate balance”と呼ばれる手法によって特定・追跡することが認められていた。このような判例法理は、“equitable principles”による特定・追跡として、UCCでも認められる。U.C.C § 9-315(b) (2010). See James J. White & Robert S. Summers, Uniform Commercial Code, at 1244 (6th ed., 2010). そのため、“proceeds”が特定可能でなければならないことによって生じる制約は大きいわけではないと評価されている。藤澤治奈「UCC第9編における担保目的物の入れ替わり」池田真朗＝中島弘雅＝森田修『動産債権担保—比較法のマトリクス』（商事法務、2015年）80頁。
- (13) なお、AがCから購入した商品は、AがBの担保権の及んでいる本件紙幣の代わりに得た財産（“proceeds of proceeds”）であるから、同様にBの担保権が及ぶ。

domestic or foreign government. The term includes a monetary unit of account established by an intergovernmental organization or by agreement between two or more countries ⁽¹⁴⁾ .

そして、“money”については、以下のような規定が存在する。

A transferee of money takes the money free of a security interest unless the transferee acts in collusion with the debtor in violating the rights of the secured party ⁽¹⁵⁾ .

また、先に挙げた事例において、Aが本件商品の代金を、本件紙幣ではなく、自分の銀行口座（以下、「本件口座」という。）への振込みという形で受け取り、その後、Cへの代金の支払いを本件口座からCの銀行口座への振込みという形で行った場合も、問題の実質的な状況は変わらない。すなわち、Bの担保権は、本件口座に振り込まれた売買代金には及ぶが、Cの銀行口座に振り込まれた売買代金には、原則として、及ばない。

UCCにおいて、“deposit account”は以下のように定義されている ⁽¹⁶⁾。

“Deposit account” means a demand, time, savings, passbook, or similar account maintained with a bank. The term does not include investment property or accounts evidenced by an instrument ⁽¹⁷⁾ .

そして、“deposit account”については、以下のような規定が存在する。

A transferee of funds from a deposit account takes the funds free of a security interest in the deposit account unless the transferee acts in collusion with the debtor in violating the rights of the secured party ⁽¹⁸⁾ .

以上に述べたように、Cは、原則として、Aが本件紙幣の交付又は本件口座からの振込みという形で支払った売買代金について、Bの担保権の制約のない形で権利を取得することができる。本件紙幣又は本件口座の預金について存在していたBの担保権は、AがこれらをCへの売買代金の支払いに用いたことにより、原則として消滅する。このような取扱いは、“money”と“deposit account”について、前述した規定が存在することに基づく。仮にAが本件紙幣や本件口座からの振込みによってCに対する売買代金を支払ってもBの担保権が消滅しないのであれば、CはAがこのような形

(14) U.C.C § 1-201 (b) (24) (2001).

(15) U.C.C § 9-332 (a) (2010).

(16) U.C.C § 9-102(a)(29) (2010).

(17) なお、前掲注 (12) で説明したように、Bの担保権が本件口座に振り込まれた売買代金に及ぶためには、本件口座の残高の内、担保権が及ぶ範囲を特定できる必要がある。

(18) U.C.C § 9-332 (b) (2010).

で売買代金を支払うことを同意しない可能性が生じるであろう。言い方を変えれば、“money”や“deposit account”が支払いの手段（決済手段）として広く利用されるためには、前述したような規定の存在が必要条件となるように思われる。

これに対してビットコインは、先に挙げた“money”や“deposit account”の定義を充たすことはできず、“general intangible”（以下、「一般無形財産」という。）として取り扱われると解する見解が有力であるように思われる⁽¹⁹⁾。まず、“money”は政府（外国の政府を含む）によって価値移転の手段として現に承認されているものでなければならない。しかし、アメリカ国内において、連邦政府も州政府もこのような承認を行ってはいないと理解されている⁽²⁰⁾。また、仮に外国の政府がこのような承認を行ったとしても、UCCに“money”は有体物であることを当然の前提とした数多くの規定が存在することから、やはり、ビットコインは“money”の定義を充たすことができないと主張する見解もある⁽²¹⁾。秘密鍵を管理する者が送金できるビットコインには残高のようなものを観念することはできるが、“bank”がその残高を管理しているわけではない⁽²²⁾。したがって、ビットコインは“deposit account”の定義も充足しな

(19) Fogg, *supra* note 7; Schroeder, *supra* note 7, at 8; Tu, *supra* note 2, at 545-546.

(20) Fogg, *supra* note 7, at 2; Lawless, *supra* note 7; Tu, *supra* note 2, at 547-548.

(21) Schroeder, *supra* note 7, at 20. 前掲注（12）で紹介した“proceeds”に対する担保権は自動的に成立し、かつ、暫定的ではあるが対第三者対抗要件も充足するが、通常、担保権を設定するために“attachment”が必要であり、対第三者対抗要件を備えるためには“perfection”が必要となる。UCC第9編の特徴の1つとして、担保権の目的物によって、異なる“attachment”又は“perfection”の手法が認められていることが挙げられる。たとえば、目的物の種類を問わず、設定者との合意に基づき担保権を設定することが認められるが、目的物の種類により、例外的に占有（“possession”）や支配（“control”）によって担保権を設定することが認められる場合がある。U.C.C § 9-203 (b)(3) (2010). 占有（“possession”）による担保権の設定が認められる目的物は“negotiable documents, goods, instruments, money or tangible chattel paper”であるから、いずれも有体物であり、支配（“control”）による担保権の設定が認められる目的物は“deposit accounts, electronic chattel paper, investment property, or letter-of-credit rights”であるから、いずれも無体物である。また、目的物の種類を問わず、与信合意書（“financing statement”）のファイリングにより対第三者対抗要件を備えることが認められるが、例外的に占有（“possession”）又は支配（“control”）により対第三者対抗要件を充足することが認められる目的物が存在する。U.C.C § 9-310 (a)(b) (2010). このようにUCC第9編は、一定の種類の有体物に限り占有（“possession”）による担保権の設定と対第三者対抗要件の充足を認め、一定の種類は無体物について支配（“control”）による担保権の設定及び対第三者対抗要件の充足を認めているのである。See Schroeder, *supra* note 7, at 24-25; Tu, *supra* note 2, at 550-552.

(22) UCCにおいて、“bank”は、“a person engaged in the business of banking and includes a savings bank, savings and loan association, credit union, and trust company”と定義されている。U.C.C § 1-201 (b) (5) (2001).

い⁽²³⁾。

そして、(2)で紹介するように、ビットコインが一般無形財産として取り扱われることは、ビットコインを支払いの手段（決済手段）として利用することを妨げる可能性がある⁽²⁴⁾。

(2) 一般無形財産 (“general intangible”) の譲渡及び担保化に関する規定の概要

UCCにおいて、一般無形財産は以下のように定義されている。

“General intangible” means any personal property, including things in action, other than accounts, chattel paper, commercial tort claims, deposit accounts, documents, goods, instruments, investment property, letter-of-credit rights, letters of credit, money, and oil, gas, or other minerals before extraction. The term includes payment intangibles and software⁽²⁵⁾.

このような定義の定め方から明らかであるように、一般無形財産の意義は、列挙された種類の資産に該当しない全ての資産を一般無形財産として位置付け、UCCを適用することにある⁽²⁶⁾。そして、ビットコインは“money”や“deposit account”に該当しないだけでなく、一般無形財産の定義規定において列挙されているその他の資産にも該当しない。したがって、ビットコインは一般無形財産ということになる⁽²⁷⁾。

既に説明したように、“money”と“deposit account”については、“money”を受け取った者や“deposit account”からの送金を受けた者は、担保権の制約を受けない旨の特則が存在する⁽²⁸⁾。しかし、一般無形財産については、一部の例外を除き、このような特則は存在しない⁽²⁹⁾。したがって、以下のような一般的な規定が適用されることになる。

(23) Tu, *supra* note 2, at 549.

(24) Schroeder, *supra* note 7, at 16.

(25) U.C.C § 9-102(a)(43) (2010).

(26) Odinet, *supra* note 9, at 681; Tu, *supra* note 2, at 547 & 558.

(27) Th (2018) at 547-550. 秘密鍵がコールドウォレットの形で保管されていた場合、コールドウォレットを譲渡することによって当該秘密鍵によって取引を指示することができるビットコインを移転することができる。しかし、UCC第9編において、“a computer program embedded in goods that consist solely of the medium in which the program is embedded”は“goods”から除外されており、コールドウォレットはこの除外規定に相当すると解する見解がある。See Tu, *supra* note 2, at 548; U.C.C § 9-102(a)(44) (2010).

(28) 前掲注 (15) (18) とそれらの本文。

(29) 本注の本文で挙げた例外とはライセンス契約に関するものであり、“A licensee in ordinary course of business takes its rights under a nonexclusive license free of a security interest in the general intangible created by the licensor, even if the security interest is perfected and the licensee knows of its existence.”と定める規定が存在する。U.C.C § 9-321 (b) (2010).

[A] security interest or agricultural lien continues in collateral notwithstanding sale, lease, license, exchange, or other disposition thereof unless the secured party authorized the disposition free of the security interest or agricultural lien⁽³⁰⁾.

次に、ビットコインが一般無形財産であることの意味を、先の事例を利用して確認しよう。まず、Aが、本件商品の代金を本件紙幣又は本件口座への振り込みという形で受け取ることに代えて、ビットコイン（以下、「本件ビットコイン」という。）を受け取ったとする⁽³¹⁾。この場合、Bの本件商品に対する担保権は本件ビットコインにも及ぶ⁽³²⁾。そして、その後、Aが、Cへの代金の支払いに代えて本件ビットコインを送付した場合も、Bの担保権は、原則として、Cの本件ビットコインにも及ぶことになる⁽³³⁾。

Bは本件ビットコインがAからCに送付された後も、本件ビットコインに対して担保権を実行することができる。Cが本件ビットコインをDに送付した場合も同様であり、BはDに送付されたビットコインに対して担保権を実行することができる⁽³⁴⁾。Aが本件ビットコインを第三者に送付した後もBの担保権は消滅しないが、Bが担保権

(30) U.C.C § 9-315 (a)(1) (2010).

(31) なお、顧客は財・サービスの対価を仮想通貨によって支払うことが可能である旨を表明する事業者が存在するが、これらの事業者の多くは実際に顧客から仮想通貨を受け取っているわけではなく、Coinbase や BitPay などの第三者が顧客から仮想通貨を受け取って換金し事業者の口座に入金するという形態がとられている。See Trautman & Harrell, *supra* note 2, at 1060 note 75. したがって、本注の本文で挙げた例は、ビットコインのUCCにおける位置付けを明らかにするための説例に過ぎず、このような形でビットコインが財・サービスの対価の支払いの手段として利用されている例は多くはないと思われる。

(32) 前掲注 (12)。Bが本件商品に対する担保権について対第三者対抗要件を備えていた場合、本件ビットコインに対する担保権は自動的に成立し、かつ、暫定的ではあるが対第三者対抗要件も自動的に充足される。U.C.C § 9-315 (c)(d) (2010). ただし、Bが本件ビットコインに対する担保権について完全な対第三者対抗要件を備えるためには、一定の行為が必要となる場合がある。See Schroeder, *supra* note 7, at 36-41; White & Summers, *supra* note 12, at 1244-45.

(33) Schroeder, *supra* note 7, at 34.

(34) ただし、ビットコインに対する担保権を実行する方法は明らかとはいえないように思われる。たとえば、SchroederはUCC第9編の609条に基づく手続き(“repossession”)を想定しているように思われる。See Schroeder, *supra* note 7, at 42; U.C.C § 9-609 (2010). その一方で、Schroederは同じ論文の別の箇所では、“repossession”は担保権の目的物が有体物である場合を想定した手続きであると言及している。See Schroeder, *supra* note 7, at 26-27. See also White & Summers, *supra* note 12, at 1338 (UCC第9編の609条(b)(1)に基づく裁判手続の具体例として、動産占有回復訴訟[“replevin”]を挙げる)。ただし、Schroederは同じ論文の別の箇所でも、担保権者が担保権の設定されたビットコインの移転を妨げることが難しいこと、現行法においてビットコインの差押え・換価をどのように行うことができるか不明確であることも指摘している。See Schroeder, *supra* note 7, at 60.

を実行するためには本件ビットコインの所在を確定する必要がある。本件ビットコインが「A→C→D」という経緯で送付されたことなど、ビットコインの取引の全てはブロックチェーン上に記録され一般に公開されており、誰でも確認することができる⁽³⁵⁾。ブロックチェーン上の記録において、ビットコインの送付先と送付元はビットコインアドレスと呼ばれる英数字の羅列によって表現され、A、C、Dの名前や住所が記録されるわけではない。しかし、Bは、本件ビットコインが複数のビットコインアドレスの間で移転したことを追跡することは可能であり、他の情報と組み合わせればそれらのビットコインアドレスがA、C、Dと紐付いていることを特定できる場合もある⁽³⁶⁾。

このようなビットコインのブロックチェーンの特徴は、ビットコインが転々流通した後にはビットコインに対する担保権を実行しようとする者にとって、有利に機能する可能性がある。その一方、特に支払いの手段（決済手段）としてビットコインを受け取ることを躊躇させる可能性がある。

(3) ビットコインの直接保有と間接保有

これまでの検討では、ビットコインを保有する形態として、ビットコインのブロックチェーンに自らノードを立てた上で秘密鍵を管理するという形を前提としてきた。以下では、便宜上、このような形でビットコインを保有することをビットコインの「直接保有」と呼ぶ。これに対して、ビットコインの「保有」の形態には、Coinbase等を介してビットコインを保有するという形態もある。Coinbaseは日本法における仮想通貨交換業者（資金決済に関する法律2条7項）に類似する事業者である。以下では、このような形でビットコインを保有することを便宜上、「間接保有」と呼ぶ。そして、ビットコインを間接保有する顧客をUCC第8編の“entitlement holder”と解釈することができれば、“money”や“deposit account”の場合と同じく、取得者を保護することができる可能性が指摘されている⁽³⁷⁾。

UCC第8編において“entitlement holder”は以下のように定義されている。

“Entitlement holder” means a person identified in the records of a securities

(35) Schroeder, *supra* note 7, at 12.

(36) See also Schroeder, *supra* note 7, at 43（ビットコインを取り扱う業者がMoney Service BusinessとしてFinCENに登録し顧客に関する情報を収集することを求められることにより、ビットコインを保有する者が誰かを把握しやすくなることを示唆する。）. しかし、前掲注(34)で指摘したように、ブロックチェーン上に記録されたビットコインの差押え・換価の手続きは不明確である。

(37) Fogg, *supra* note 7, at 4-5; Schroeder, *supra* note 7, at 47-48.

intermediary as the person having a security entitlement against the securities intermediary⁽³⁸⁾.

“Entitlement holder”の定義を具体化するためには、“securities intermediary”と“security entitlement”の定義を合わせて参照する必要があるが、それぞれ以下のよう
に定義されている。

“Securities intermediary” means:

(i) a clearing corporation; or

(ii) a person, including a bank or broker, that in the ordinary course of its business maintains securities accounts for others and is acting in that capacity⁽³⁹⁾.

“Security entitlement” means the rights and property interest of an entitlement holder with respect to a financial asset specified in Part 5⁽⁴⁰⁾.

“Entitlement holder”は、“securities intermediary”が保有する“financial asset”について、“financial asset”を直接的に保有する場合と実質的に同等の権利 (“economic rights”)を有する⁽⁴¹⁾。“Entitlement holder”はこのような権利を第三者に譲渡することが可能であり、その譲受人について、以下のような規定がある。

An action based on the entitlement holder’s property interest with respect to a particular financial asset under subsection (a), whether framed in conversion, replevin, constructive trust, equitable lien, or other theory, may not be asserted against any purchaser of a financial asset or interest therein who gives value, obtains control, and does not act in collusion with the securities intermediary in violating the securities intermediary’s obligations under Section 8-504⁽⁴²⁾.

(38) U.C.C § 8-102(a)(7) (1994).

(39) U.C.C § 8-102(a)(14) (1994). UCC 第8編において、“securities account”は、“an account to which a financial asset is or may be credited in accordance with an agreement under which the person maintaining the account undertakes to treat the person for whom the account is maintained as entitled to exercise the rights that comprise the financial asset”と定義されている。U.C.C § 8-501(a) (1994). そして、“securities account”への記録が行われることにより、“securities account”の保有者が“security entitlement”を取得する。U.C.C § 8-501(b)(1) (1994).

(40) U.C.C § 8-102(a)(17) (1994)

(41) Schroeder, *supra* note 7, at 54-55.

(42) U.C.C § 8-503(e) (1994). “Security entitlement”は、UCC 第9編では“investment property”の一種として取り扱われる。U.C.C § 9-102(a)(49) (2010). したがって、“entitlement holder”が保有する“security entitlement”に担保権が設定されていた場合、“security entitlement”の譲渡後も担保権の制約が継続するか否かは、UCC 第9編の適用によって決まるように思われる。しかし、このような譲受人の地位は、UCC 第9編の規定によって害されない旨も明示

改めて、A が在庫商品を担保として B から融資を受けた後に、担保権の設定された商品の一部（以下、「本件商品」という。）を買主に売却し、本件商品の対価（以下、「本件対価」という。）を用いて、C から別の商品を購入したという事例を考えてみよう。この場合、B の担保権は本件対価に及ぶ⁽⁴³⁾。本件対価がビットコインであり、かつ、A、B、C はいずれもビットコインである本件対価を直接保有していた場合、ビットコインは一般無形財産であるから、B の担保権は A が C に交付したビットコインにも及ぶことになる⁽⁴⁴⁾。これに対して、本件対価は同じくビットコインであるが、A、B、C はいずれも Coinbase を通じてビットコインを間接保有していたに過ぎず、B→A→C というビットコインの移転は Coinbase が A らのために開設した口座間の移転によって行われたとしよう。この場合、仮にビットコインを間接保有する A らは Coinbase が直接保有するビットコインについて前述した“security entitlement”の所有者であると解釈できるのであれば、本件対価に対する B の担保権は C が A から取得したビットコインには及ばないということになる⁽⁴⁵⁾。

3 無形資産としてのビットコインの特徴

(1) インターネット上のサービスを利用する権利は“property”として認められるべきか否かに関する議論の存在

UCC におけるビットコインの位置付けを論じた先行研究では、ビットコインが一般無形財産に該当すると解する根拠が詳細に論じられているわけではない。その理由は、一般無形財産の定義規定は、列挙された財産以外の“any personal property”という形になっており、かつ、ビットコインがこれらの財産に該当するとはいえないか

されている。U.C.C § 9-331(b) (2010)。したがって、UCC 第 8 編 503 条 (e) によって保護される譲受人は、前掲注 (30) ~ (34) の本文で紹介した UCC 第 9 編 315 条 (a)(1) に基づく担保権の制約を受けることなく、権利を取得することができるということになる。See Schroeder, *supra* note 7, at 56.

(43) 前掲注 (12)。

(44) 前掲注 (34)。

(45) Schroeder, *supra* note 7, at 57. 本注本文の事例において、A らが UCC 第 8 編の“entitlement holder”の定義を充たすためには、Coinbase が“security intermediary”の定義を充たすだけでなく、Coinbase が“securities account”の定義を充たす形で A らとの関係を処理する必要もある。Coinbase がこのような条件を充たすことができれば、ビットコインは UCC 第 8 編の“financial asset”にも該当することになる。なぜなら、“financial asset”には、“any property that is held by a securities intermediary for another person in a securities account if the securities intermediary has expressly agreed with the other person that the property is to be treated as a financial asset under this Article.”が含まれるからである。Id. at 59-60; U.C.C § 8-102(a)(9)(iii) (1994).

らであるように思われる⁽⁴⁶⁾。しかし、この定義規定からは、一般無形財産に該当するためには、ビットコインは“property”として認められなければならないことも明らかである。UCC 第9編の一般無形財産の定義規定は一般的であり、具体的にどのような権利が一般無形財産となるかは判例法に委ねられた問題である⁽⁴⁷⁾。

これに対して、インターネットにおいて利用可能な様々なサービスについて、“property”に関する法制度を適用することの可否及び是非が活発に議論されている⁽⁴⁸⁾。たとえば、ウェブサイトのドメイン名、メールアドレス、Second Lifeなどの仮想空間における資産、FacebookやTwitterなどSNSアカウントが、このような議論の対象となっている。特にドメイン名を使用する権利の位置付けは、学説上の争いにとどまるだけではなく、実際に裁判でも争いになっている。

ビットコインとドメイン名等では、利用者が有している権利の内容や構造が大きく異なる。しかし、ビットコインの仕組みの特徴は利用者がインターネットを通じてpeer-to-peerでビットコインを移転することができるという点にあるので、ビットコインもインターネット上で利用可能なサービスであることに変わりはない。そこで以下では、ドメイン名を利用する権利を中心にして、インターネット上のサービスを利用できる権利を“property”として位置付けることができるか否かに関する議論を参照し、ビットコインを初めとする仮想通貨の私法上の地位を分析する際の手掛かりを得ることを試みる。

(2) ドメイン名とビットコインー Kremen 判決の概要

学説及び裁判例の中には、ドメイン名を使用する権利をドメイン名管理団体との契約に基づく権利と位置付ける見解もあるが、連邦第9巡回区控訴裁判は Kremen v.

(46) See *supra* note 25 and accompanying text.

(47) Odinet, *supra* note 7, at 692-693. なお、Internal Revenue Service (IRS) は、連邦税の賦課に際して、ビットコイン等の仮想通貨を“property”として扱う旨の解釈指針を公表している。See IRS, Notice 2014-21 (Mar. 2014), available at <https://www.irs.gov/pub/irs-drop/n-14-21.pdf> (last visited at Mar. 18, 2019). IRS の解釈指針に従うと、取引の対価を仮想通貨で受け取った者はその時点の仮想通貨の「公正市場価格」(“fair market value”)を粗収入として計上する必要があり、仮想通貨によって取引の対価を支払った者は取引によって得た財産の「公正市場価格」と仮想通貨の簿価の差額を損益として計上しなければならなくなった。このような IRS の解釈指針が仮想通貨の私法上の位置付けにどのような影響を与えているかは定かではない。なお、IRS の解釈指針に対しては、仮想通貨を決済の手段として利用するたびに、法定通貨を利用する場合には不要な計算をする必要が生じたとして、仮想通貨を決済の手段として利用することの妨げになるとの指摘がなされている。See Fairfiled, *Bitproperty*, *supra* note 9, at 837-838; Burge, *supra* note 2, at 1532.

(48) See *supra* note 9 and accompanying text.

Cohen（以下、「Kremen 判決」という。）において、ドメイン名は“property”であると明確に位置付けた⁽⁴⁹⁾。その概要は以下の通りである。

1994年、Gary Kremen (Kremen) は、ドメイン名の管理団体である Network Solutions から、無償で“sex.com”というドメイン名（以下、「本件ドメイン名」という。）の割当てを受けた。ところが、Stephen Cohen (Cohen) は、Network Solutions を欺くことによって、本件ドメイン名を自らに移転させることに成功した。Network Solutions が、Kremen に何らの問い合わせをすることなく本件ドメイン名を Cohen に移転したことについて、Kremen は Network Solutions を被告とする訴えを提起して損害賠償を求めた。

Kremen が Network Solutions に対する損害賠償請求の根拠として主張した理由の中には、“tort of the conversion”が含まれていた⁽⁵⁰⁾。第1審判決は、Kremen による主張をいずれも認めなかったが、本判決は“tort of the conversion”についてのみ Kremen の主張を認めた⁽⁵¹⁾。“Tort of the conversion”が認められるためには、原告は、property を所有又は占有する権利 (“ownership or right to possession of property”) を違法に処分されたことによって損害を被ったことを立証しなければならない⁽⁵²⁾。したがって、本件ドメイン名を使用する権利が“property right”と認められない限り、Kremen の“tort of the conversion”に基づく損害賠償請求は認められないということになる。

本判決は、“property right”の存否を以下の3つの要素からなる基準によって判断するとした⁽⁵³⁾。

第1に、保有者が享受することができる利益の内容を明確に定義することができなければならない。

第2に、保有者は排他的に利益を享受できなければならない。

第3に、保有者が排他的な利益の享受を主張することに正当な理由が存在しなければならない。

(49) Odinet, *supra* note 7, at 664; Kremen v. Cohen, 337 F. 3d 1024 (9th Cir. 2003).

(50) “Tort of the conversion”は、動産を保護法益とする不法行為の一種である。有形力の行使を伴う侵害行為は“trespass to chattels”になるが、有形力の行使を伴わない場合であっても“conversion”が成立する可能性がある。樋口範雄『アメリカ不法行為法 [第2版]』（弘文堂、2014年）55-57頁。

(51) たとえば、Kremen が主張した根拠の中には、Network Solutions が Kremen との契約に違反したことも含まれていたが、Kremen に対する本件ドメイン名の割り当ては無償であったため、約因 (consideration) を欠いているとして認められなかった。337 F. 3d 1028-29.

(52) 337 F. 3d 1029.

(53) 337 F. 3d 1030.

そして、ドメイン名を使用する権利は、これら3つの要素を全て満たすので、“property right”であると認められた⁽⁵⁴⁾。

第1の要素について、ドメイン名を使用する権利は、株式会社の株式や一区画の土地に対する権利と同じく、その内容は明確である。すなわち、ドメイン名を登録した者は、そのドメイン名にアクセスした者が、インターネットにおいて、どのウェブサイトに接続されるかを決定することができる⁽⁵⁵⁾。このような決定を行うことができるのはドメイン名の登録者のみであるから、第2の要素も満たされる⁽⁵⁶⁾。第3の要素について、ドメイン名を登録することは、自らがある土地の権利者であることを公的な手続きに従って主張すること(“staking a claim to a plot of land at the title office”)と同じである。ドメイン名の登録によって、第三者は、そのドメイン名は登録者のものであることを知るができる。ドメイン名の登録者の多くは、そのドメイン名を利用して運営しているウェブサイトを発展させるために多くの時間と金銭を投資している。彼らがこのような投資から収益を上げることを保障することによって不確実性が減少するから、投資が促されることになり、その結果、インターネット全体の成長にもつながる。したがって、ドメイン名を排他的に使用する利益を主張することには正当な理由が認められる。

ビットコインは、Kremen 判決の基準の第1の要素と第2の要素を充足しているように思われる⁽⁵⁷⁾。簡略化して説明するならば、ビットコインのネットワークに参加している者が有している地位は、同じネットワークに参加している第三者に対して、ビットコインを移転することができるというものであり、明確である。そして、ネットワークの参加者がビットコインを移転するためには、秘密鍵を保有している必要が

(54) 337 F. 3d 1030. なお、ドメイン名を使用する権利が“property right”であることは、Network Solutions も自認しており、第1審判決でも認められていた。第1審判決は、カリフォルニア州では、無体物に関する“property right”は書面と結合している場合に限り“tort of the conversion”が認められると判示したのに対して、本判決は、同州の判例法理にそのような限定が存在すること自体は認めながら、その内容を緩やかに解することでドメイン名について“tort of the conversion”が成立することを認めた。Id. at 1033-34. また、本判決は、Network Solutions が Cohen の詐欺によって本件ドメイン名を移転してしまったことを、同様の状況において会社が株主の同意を得ることなく株式の名義を書き換えることになぞらえ、Network Solutions の責任を認めることは後者の事案において会社の責任を認めることと同じであるとも判示している。Id. at 1035.

(55) Fairfield, *Virtual Property*, *supra* note 9, at 1054.

(56) ドメイン名が第2の要素を満たすことに関連して、ドメイン名の価値は金銭に換算され、売買されており、しばしば、その売買代金は何百万ドルに昇ることもあること、ドメイン名には対物訴訟管轄権(“in rem jurisdiction”)が認められること、にも言及されている。

(57) ビットコインが Kremen 判決の基準を充足するという形ではないが、同旨を述べる見解がある。See Fairfield, *Bitproperty*, *supra* note 9, at 865.

ある。ビットコインを移転することができる地位は秘密鍵と結び付いている。そして、秘密鍵を保有している者のみが、その秘密鍵と結び付いているビットコインを移転することができるのである⁽⁵⁸⁾。

ビットコインが Kremen 判決の基準の第3の要素を充足することができるか否かは、ビットコインの利用を促進すべきか否かという政策的な判断によって決まるように思われる。Kremen 判決がドメイン名は第3の要素を充足とした理由は、突き詰めれば、ドメイン名を“property”として位置付けることがインターネットの発展に貢献するという政策判断であったように思われる⁽⁵⁹⁾。ビットコインのネットワークに参加する者にとってビットコインの経済的な価値は重要であるから、ビットコインを“property”として保護することが彼らの期待に沿うと主張する見解がある⁽⁶⁰⁾。この見解は、ビットコインの利用を促進すべき、若しくは、少なくともビットコインの発展を阻害する要素は取り除かれるべきと考える立場といえるように思われる。これに対して、ビットコインの保有者を確定する手続きが存在しないことが、ビットコインを“property”と位置付けることの障害となる可能性を指摘する見解がある⁽⁶¹⁾。秘密鍵を保有する者のみがビットコインを第三者に移転することができるが、誰が秘密鍵の真の保有者であるかを確定する手続きは存在しないということである⁽⁶²⁾。ビットコインの取引は全てブロックチェーン上に記録されるが、それはあるビットコインアドレスから別のビットコインアドレスにビットコインが移転したことが記録されるだけである。ビットコインアドレスは英数字の羅列に過ぎず、そこから秘密鍵の保有者を割り出すことはできない。このような特徴を有しているからこそ、ビットコインはマネーロンダリングや違法取引に関連して利用されるのである⁽⁶³⁾。

(58) ビットコインと秘密鍵が結び付いているという意味は、秘密鍵から公開鍵を経て作成されるビットコインアドレス宛に第三者から移転されたビットコインを、その秘密鍵を保有する者が別の第三者に移転できるということを指す。

(59) See *supra* note 54 and accompanying text.

(60) Bayern, *supra* note 10, at 30 (ビットコインを“property”として位置付けた上で、窃盗罪の対象とすることやビットコインを取引対象とする契約の拘束力が認められるべきと主張する)

(61) Straus & Cleary, *supra* note 10, at 187-188. ただし、Straus & Cleary は、ビットコインを“property”として位置付けることに好意的な立場から、本注の本文で述べたような指摘を行っている。

(62) これに対して中央集権的な管理者が存在する場合、厳格な本人確認が行われているという前提が必要であるが、彼らが管理するデータベースによって誰が権利者であるかを確定することができる。

(63) Burge, *supra* note 2, at 1534. ただし、前掲注 (35) (36) とそれらの本文で指摘したように、ビットコインの保有者について完全な匿名性が保障されているわけではない。

(3) “Property”であることと“property”に関するルールが適用されることの関係について

Kremen 判決は、“property right”の存否に関する一般的な基準を呈示しているように見えるが、その基準を充足する権利について、“property”に関するルールの全てが、当然に適用されるわけではないように思われる。たとえば、Kremen 判決は、ドメイン名を使用する権利は“property right”であると認め、“tort of the conversion”に関するルールが適用されると判断した。また、連邦倒産法に基づく手続きにおいて、ドメイン名を使用する権利が財団を構成する資産に含まれると判断されたこともあるようである⁽⁶⁴⁾。しかし、ドメイン名を差し押さえることができるか否かが争われた事件において、ドメイン名が“property”であるか否かの言及を避けつつ、ドメイン名を使用する権利はドメイン名管理団体との契約に基づくものであるから、差押えの対象とはならないと判示した判決も存在する⁽⁶⁵⁾。

また、Facebook や Twitter などの SNS アカウントも、ウェブサイトのドメイン名と同じく、そのアカウントの保有者のみが排他的に利用できる⁽⁶⁶⁾。しかし、このような排他的な利用は、サービス提供者が利用しているコードと規約の範囲内で認められるに過ぎない⁽⁶⁷⁾。したがって、サービス提供者がそのような権利の譲渡を認めていない場合にも、取引の対象とすることができるかが問題となる⁽⁶⁸⁾。また、インターネット上のサービスを利用する権利は、知的財産権に関するライセンス契約を初めとした複数の法的手段の組み合わせから構成されているため、それを単一の権利として取引の対象とすることが難しい場合もある⁽⁶⁹⁾。

インターネットにおいて利用可能なサービスの内容が様々であるのと同じく、“property”に適用されるルールにも様々なものが存在する。そのような様々なルールの適用の有無を“property”であるか否かという一つの基準で判断することの難しさを、ドメイン名や SNS アカウントに関する議論は示しているように思われる。これに対して、ドメイン名や SNS アカウントと異なり、ビットコインには中央集権的な管理者が存在しないため、ビットコインのネットワークに参加している者が有してい

(64) Odinet, *supra* note 7, at 664.

(65) Network Solutions v. Umbro International, 529 S.E.2d 80 (Va. 2000); Odinet, *supra* note 7, at 691-692.

(66) Fairfield, *Virtual Property*, *supra* note 9, at 1053-54; Odinet, *supra* note 7, at 660-661.

(67) Odinet, *supra* note 7, at 654 & 662.

(68) Odinet, *supra* note 7, at 702-703.

(69) Brent R. Cohen & Thomas D. Laue, *Acquiring and Enforcing Security Interests in Cyberspace Assets*, 10 J. Bankr. L. & Prac. 423,428 (2001); Odinet, *supra* note 7, at 688.

る権利は、第三者に対する権利ではないという特徴がある⁽⁷⁰⁾。このことは、ドメイン名やSNSアカウントよりも、ビットコインに“property”に関するルールを適用することの方が容易であることを示しているようにも思われる⁽⁷¹⁾。いずれにせよ、ビットコインを初めとする仮想通貨が“property”であるか否かは未だ十分に検討されているわけではなく、今後の議論の発展を期待したい。

4 総括と今後の課題

ビットコインは、インターネット上で金融機関を介さない peer-to-peer で送金を行うことを可能にする仕組みとして創り出された⁽⁷²⁾。しかし、現在、ビットコインが創設時の意図に従った目的で利用されることは少なく、むしろ、投資（投機）の手段として広く利用されていることは周知の事実である。本稿がこのような状況に何か付け加えることができたとすれば、ビットコインは、支払いの手段として一般的に広く利用されるために必要な要素を欠いていた可能性があるということである。2の検討は、金銭や預金口座については、支払いの手段として利用されることを念頭において、UCCに様々な特則が存在することを示している。一方、ビットコインは一般無形財産として扱われるに過ぎず、支払いの手段としての機能を高めるような特則は適用されない。鶏が先か卵が先かという問題はあがあるが、少なくとも、ビットコインを広く支払いの手段として普及させたいのであれば、その私法上の地位について、金銭や預金口座に類似した取扱いをすることが1つの選択肢となるように思われる⁽⁷³⁾。

(70) Bayern, *supra* note 10, at 30. ただし、確かにビットコインには中央集権的な管理者は存在しないと言われることが多いが、実際にはビットコインのネットワークの運営において、コア技術者と呼ばれる集団や有力マイナーが果たしている役割は大きく、彼らの影響力を無視することはできない。See Shawn Bayern, *Of Bitcoins, Independently Wealthy Software, and the Zero-Member LLC*, 108 Nw. U. L. Rev. 1485, 1491 (2014); Angela Walch, *The Bitcoin Blockchain As Financial Market Infrastructure: A Consideration of Operational Risk*, 18 N.Y.U. J. Legis. & Pub. Pol'y 837, 873 (2015).

(71) 前掲注(19)～(23)とそれらの本文で述べたようにビットコインはUCC第9編における一般無形財産であるから、設定者との合意に基づき担保権を設定することができるし、与信合意書のファイリングにより当該担保権について対第三者対抗要件を充足できると解されている。See Tu, *supra* note 2, at 550-552. このような解釈が成り立つのは、ドメイン名やSNSアカウントとは異なり、ビットコインには中央管理者が存在しないからであると思われる。

(72) 小出篤「『分散型台帳』の法的問題・序論—『ブロックチェーン』を契機として」江頭憲治郎先生古稀記念論文集『企業法の進路』（有斐閣、2017年）828頁。

(73) ただし、ビットコインの経験は、ある仮想通貨の利用目的を誰かが決定するという考え方自体が成り立たない可能性のあることを示している。支払いの手段として利用したい利用者と投資（投機）の手段として利用したい利用者が混在する場合、どちらの利用者を想定するか

また、2 (3) で述べたように、ビットコインの保有の形態として、直接保有と間接保有を区別することが重要である。本稿は、ビットコインが支払いの手段として機能するために必要な私法上の属性を備えているかという問題に重点を置いたため、投資（投機）の対象としてのビットコインという観点から十分な検討を行うことはできなかった。アメリカ法において、ビットコインの間接保有に UCC 第 8 編を適用できる可能性があるということは、上場会社の株式の保有と同じルールを適用できることを意味する⁽⁷⁴⁾。したがって、投資（投機）の対象としてビットコインを位置付けた場合、関連する問題を解決する手段として、アメリカ法は既に体系的な法制度を有しているとの評価も可能であるように思われる⁽⁷⁵⁾。

3 の検討から、まず、明らかになったことは、仮想通貨に限らず、あらゆるインターネット上のサービスを利用する権利について、その私法上の取扱いが問題となり得るということである。ドメイン名等と仮想通貨にはその法的構造に違いがあることは否めないが、共にインターネット上のサービスを利用する権利であるということは見過ぎされるべきではない。したがって、ある仮想通貨が“property”として認められるべきか、ある仮想通貨に“property”に関するルールが適用されるべきかといった問題を検討する際にドメイン名等に関する議論を参照することは、仮想通貨の問題を客観的かつ相対的に分析することに資するという点で、一定の意味があるように思われる。

によって、望ましい法制度のあり方は異なるように思われる。しかし、「どちらの利用者を想定するか」といった問題を誰がどのような観点から決めるべきかも難問であるように思われる。

(74) 1994年に改正された UCC 第 8 編は、当時の上場会社の株式の保有に関する実務を参考にして作られた。See Schroeder, *supra* note 7, at 54. それ以降、この分野に関するアメリカの実務の基本的な枠組みに大きな変更はないように思われる。

(75) たとえば、前掲注 (3) ~ (5) とそれらの本文で指摘したように、ビットコインの間接保有の場合、顧客から仮想通貨を預かった業者が破綻した際に、顧客は仮想通貨の返還を受けることができる地位を有するか否かが重要である。そして、UCC 第 8 編に基づくビットコインの間接保有の場合、UCC 第 8 編 503 条 (a) によって、業者 (“securities intermediary”) が顧客の利益 (“security entitlement”) を満足させるために保有するビットコイン (“financial asset”) は、業者の責任財産から除かれることが明示されている。コーエンズ久美子「証券振替決済システムにおける権利の帰属と移転の理論—アメリカ統一商法典第 8 編の再検討を通して—」浜田道代先生還暦記念論文集『検証会社法』（信山社、2007 年）436-437 頁。